

議案第 77 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 22 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 79 号）による国家公務員の退職手当制度に準じ、退職手当の額の支給水準を引き下げる改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第10項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>附 則 1～4 省略</p> <p>5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 5 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。</p> <p>6～9 省略 (平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)</p> <p>10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつて、平成 24 年度における給与制度改革の実施のための関係条例の整備に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革条例」という。)第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項の規定によりその者の給料月額が減額改定が行われた者をいう。)として退職した場合において、その者が給与制度改革条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 3 まで及び第 6 条の 5 並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつ</p>	<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>附 則 1～4 省略</p> <p>5 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 17 号。以下「昭和 59 年改正条例」という。)附則第 2 項、第 4 項、第 7 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100 分の 87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 5 中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。</p> <p>6～9 省略 (平成 24 年度における給与制度改革の経過措置)</p> <p>10 職員が給与制度改革対象職員(職員であつて、平成 24 年度における給与制度改革の実施のための関係条例の整備に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 14 号。以下「給与制度改革条例」という。)第 2 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第 17 項の規定によりその者の給料月額が減額改定が行われた者をいう。)として退職した場合において、その者が給与制度改革条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 3 まで及び第 6 条の 5 並びに附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつ</p>

て、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 83.7)を乗じて得た額及び第 6 条の 4 の規定により計算した額の合計額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」という。)による改正前の職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、平成 21 年改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 21 年改正条例附則第 8 項の規定による改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 83.7)を乗じて得た額又は職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5

て、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として給与制度改革条例第 1 条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額及び第 6 条の 4 の規定により計算した額の合計額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」という。)による改正前の職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、平成 21 年改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで、平成 21 年改正条例附則第 8 項の規定による改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額又は職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から

項から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附則

- 1 省略
- 2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7 を乗じて得た額とする。

以下省略

第3条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第1号)

附則

- 1 省略
(経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その

第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

第2条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号)

附則

- 1 省略
- 2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)に在職する職員(施行日に改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、施行日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は施行日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。以下同じ。)のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の87 を乗じて得た額とする。

以下省略

第3条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第1号)

附則

- 1 省略
(経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その

者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、附則第7項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項から第6項まで、附則第8項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年羽曳野市条例第33号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、附則第7項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項から第6項まで、附則第8項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年羽曳野市条例第33号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第7項まで、昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで、平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下省略

第4条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第4号)

附 則

1 省略

(経過措置)

- 2 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものとして退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第5項から第7項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項、第3項及び第6項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年羽曳野市条例第33号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第12項の規定により計算した額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第1号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、平成21年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、平成21年改正条例附則第7項の規定による改正前の昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで並びに平成21年改正条例附則第8項の規定による改正前の平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡に

第4条関係

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第4号)

附 則

1 省略

(経過措置)

- 2 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものとして退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第5項から第7項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項、第3項及び第6項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年羽曳野市条例第33号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第12項の規定により計算した額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成21年羽曳野市条例第1号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、平成21年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、平成21年改正条例附則第7項の規定による改正前の昭和59年改正条例附則第2項から第6項まで並びに平成21年改正条例附則第8項の規定による改正前の平成15年改正条例附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡に

よらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83.7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83.7)を乗じて得た額又は新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで及び附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

よらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 87)を乗じて得た額又は新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで及び附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。